

【内部質保証】（内部質保証のための全学的な方針及び手続）

1. 方針

本学の建学の精神、教育研究の目標及び各種方針の実現に向けて、自らの責任において、内部質保証システムを継続的・恒常的に機能させ、教育研究等の質の向上を図る。

2. 組織体制

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会を置く。自己点検・内部質保証委員会の下で、既にある枠組みを活用し、基準ごとに関係組織※が所管する事項について全学的観点で自己点検・評価を行う。

関係委員会の自己点検・評価を受けて、自己点検・内部質保証委員会から、各学部・研究科等の組織の長に対して、改善方策の助言等を行うことで、有機的連携を図り実効性のある全学的な内部質保証システムを推進する。

（※）関係組織とは、所管する諸活動の運営について責任を負う組織。

別紙【内部質保証システム 体系図】

3. 手続

- (1) 本学では、自己点検・評価活動を以下の3つの活動に分類し、教育研究の諸活動の点検・評価を継続的に行うこととする。
 - ①事業計画・事業報告 ……「委員会」に関すること。
 - ②学部・研究科の自己点検・評価 ……「学部・研究科」に関すること。
 - ③課室別目標管理 ……「事務局」に関すること。
- (2) 3つの自己点検・評価活動の評価結果は、適宜自己点検・内部質保証委員会に報告され（様式は任意）、自己点検・内部質保証委員会は報告に基づいて、全学的視点で点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成する。
- (3) 自己点検・内部質保証委員会は、作成した「自己点検・評価報告書」を学外に公表する。また、「自己点検・評価報告書」の作成過程で明らかとなった改善課題について、必要に応じて3つの自己点検・評価活動に対して改善指示や助言を行う。
- (4) 3つの自己点検・評価活動の関係組織は、一連の自己点検・評価活動で明らかになった改善課題について、次年度以降の単年度或いは中・長期の計画に改善方策を反映させるよう努め、その取り組みを進めることで教育研究の諸活動の質の保証と向上を図る。また自己点検・内部質保証委員会は、必要に応じて3つの自己点検・評価活動の関係組織との間で連絡・調整を行い、改善指示や助言を行うことで全学的な内部質保証の推進に努める。

以 上

